

証明申請時の本人確認にご協力ください

所得（課税）証明書・納税証明書・
固定資産課税台帳記載事項証明書

所得税課

所得税課では、10月1日から、本人なりすましによる不正な手続きの防止と、プライバシー保護を目的として、窓口で右に挙げた3つの税証明書を申請する際の、本人確認の方法を変更します。

①本人または、住民票上の同一世帯の親族が申請する場合
窓口に来る人について、次のいずれかの書類が必要です。
①運転免許証、パスポート、写

②委任状が必要な人が申請する場合
本人または、住民票上、同一世帯の親族以外の人が、申請する場合、窓口に来る人の本人確認書類（①の①、②と同様の書類）のほかに、証明が必要な本人からの委任状が必要です。また、法人の証明が必要な場合も、窓口に来る人の本人確認書類（①の①、②と同様の書類）のほかに、証明が必要な法人からの委任状が必要です。

③健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・住民基本台帳カード（写真なし）などの書類のうち2点
※いずれもお持ちでない人の場合は、聴き取りによる本人確認をさせていただきます。

げん 地域通貨「彦」協力店が9店舗増えました



地域通貨「彦」協力店は、「美しいひこね創造活動」を応援する、地域に貢献しているお店です。

今回、右の表のとおり9店舗増え、8月1日現在、49店舗に協力いただいています。ぜひ、ご利用ください。

協力店では、「彦」と引き換えに特典が受けられます。特典内容は、「買い物代金の割引」、「食事後の飲み物サービス」、「景品進呈」など、店舗によって異なります。

※買い物代金の割引は、「彦」1枚＝100円とは限りません。また、同じサービスを重複して受けたり、ほかのサービスとの併用して受けたりすることはできません。詳しくは、お問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 囲まちづくり推進室
☎ 30-6117、FAX22-1398

「彦」と引き換えに特典が受けられる協力店（追加分）

小売店（7店追加）

店名	所在地	業種・取り扱い品
西川 太陽堂	高宮町	電化製品・電気工事
松本酒店	高宮町	和洋酒・贈答品
クラウンブレッド平和堂	高宮町	製菓・パン
魚佐	高宮町	鮮魚小売り・料理仕出し
フラワースタジオ ミヤウチ	南川瀬町	花屋・花教室
侑園芸センター森	清崎町	種・苗・農園芸資材
Pana CITY テハラ	田原町	家電販売・修理

飲食店（2店追加）

店名	所在地
お好焼 芹川	中藪町
Coffee Shop PAL	南川瀬町



第57回 彦根市美術展覧会

日常の生活をちょっと離れて…
違った空間で、スローな時間を過ごしませんか

「彦根市美術展覧会」では、彦根市と近隣市町の皆さんから公募した作品のなかから、審査を経た力作を多数展示します。

また、審査員などの作品や、過去に彦根市美術展覧会で賞を受けている人による無鑑査作品も併せて展示します。さわやかな秋のひとときを、美術作品に囲まれてお過ごしください。

会期 9月23日(火祝)～同28日(日)
開場時間 各日とも9:30～18:00
(9月28日(日)は17:00まで)

会場 ひこね市文化プラザ
日本画 = メッセホール棟2階
洋画 = グランドホール棟
第1・第2リハーサル室
彫刻 = メッセホール棟3階
美術工芸 = メッセホール棟2階
書 = メッセホール棟3階
写真 = メッセホール棟1階

入場料 無料
問い合わせ先 囲教育委員会生涯学習課
☎ 24-7971、FAX22-3015

市企画課からのお知らせ

次期総合発展計画の策定に向けた市民意識調査へのご協力について

平成13年度を初年度とする、彦根市総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」が、平成22年度で計画期間を終了します。そこで、市民の皆さんとともに、平成23年度以降のおおむね10年間における彦根市を、どのようなまちにしていくのかを考えながら、新しいまちづくりの指針となる「新たな総合発展計画」を策定していきたいと考えています。

策定に向けて、「彦根市総合発展計画策定に向けての市民意識調査」を実施します。市民意識調査は、市民の皆さんのなかから、無作為に2,500人を抽出し、9月中旬に調査票を送付いたします。該当された人は、今後のまちづくりなどについての質問の回答に、ご協力をお願いします。

住宅・土地統計調査が実施されます

10月1日は、5年に1度の住宅・土地統計調査が行われる日です。この調査は、豊かな住生活の基礎資料となるもので、全国約350万世帯、市内では約2,700世帯が対象となります。調査をお願いするお宅には、9月下旬に調査員が調査票をお届けし、後日回収にうかがいます。ご協力をお願いします。

問い合わせ先 囲企画課 30-6101、FAX22-1398

県消費生活センター
分室統合のお知らせ

県民生活課

県消費生活センター分室（草津市）は、消費生活相談などの業務を9月末で終了し、10月から、県消費生活センター（彦根市元町）に統合されます。これに伴い、分室で行っていた土・日曜日の相談業務を、県消費生活センターで行います。統合後の相談時間などは、次のとおりです。

相談受付時間 祝日・年末年始を除く、午前9時15分～午後4時
相談・問い合わせ先 県消費生活センター ☎ 23-0999 ☎ FAX 23-9030 ☎ FAX 23-9030



頑張る地方応援プログラムに
取り組みます！

市企画課

総務省では、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、

地方交付税などの支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」を実施しています。彦根市では、次の4つのプロジェクトを提案し、彦根がより魅力ある街になるよう取り組んでいきます。各プロジェクトの詳細は、彦根市ホームページをご覧ください。各担当課へお問い合わせください。

- ▼産科医療の推進プロジェクト 囲健康管理課 ☎ 24-0816 ☎ FAX 24-5870
- ▼子育て支援（親育ち支援・育児就労両立支援）プロジェクト 囲子どもセンター ☎ 28-136 ☎ FAX 28-136
- ▼地球温暖化防止3R推進プロジェクト 囲清掃センター ☎ 22-2734 ☎ FAX 24-7787
- ▼美しいひこね創造プロジェクト 囲まちづくり推進室 ☎ 30-6117 ☎ FAX 22-1398

国民年金のお知らせ

滋賀社会保険事務局
一部納付の承認を受けた人は、国民年金保険料の免除申請をした人のうち、一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）が承認された人は、保険料を納

付しないと、未納期間と同じ扱いとなり、将来支給される老齢基礎年金を受給するための必要な期間に算入されません。また、ケガや病気で、万が一のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。保険料の納期限は、通常の保険料と同じく翌月末です。納期限から2年が経過すると時効により納めることができなくなります。ご注意ください。

国民年金推進員が戸別訪問しています
社会保険事務所では、皆さんの年金受給権を確保するため、国民年金保険料の納め忘れがある人を対象に、職員のほか、国民年金推進員が訪問し、国民年金制度の案内や、保険料の領収、納付の相談を受けています。

国民年金推進員は、身分証明書を携帯した非常勤の国家公務員です。平日の昼間以外に夜間や休日にも訪問しています。
問い合わせ先 彦根社会保険事務所 国民年金業務課 ☎ 23-1114 ☎ FAX 23-1114